

Title	農曆七月の台湾農村(公普, 搶孤) : 民衆道教の周辺(その五)
Sub Title	Taiwanese villages in the Seventh moon
Author	可児, 弘明(Kani, Hiroaki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1976
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.3 (1976. 4) ,p.45(213)- 61(229)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19760400-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農曆七月の台湾農村（公普、搶孤）

——民衆道教の周辺（その五）——

可 児 弘 明

先に小稿『台湾の一漁村』において、漁家経済と資本投下のしくみを通じ、台湾漁村では素朴な形態ながら各種の保险的処置が講じられていること、ならびにそれを裏づける社会的条件として族外との合作事業に習熟しており、かつ合作強化上に民間信仰的な民衆道教が機能していることなどを指摘した⁽¹⁾。族外との親密な社会的関係は台湾農村部においても認められるところであって、続いて本稿では農曆七月に例をかり、農村部においても自村外の友人、婚族との社会的連繫が強く意識されている様相を明らかにし、かつその連繫が祭礼時の「互相拝訪」によって常日頃から涵養されている事実を観察してみる。

旧七月は「普渡」の月である。普渡は醜に附随して随時行われるものであるが、旧七月には定期的に年中行事の形で行われる。旧七月の普渡は冥界の孤魂（孤鬼、好兄弟、無縁仏）を饗応するためのものである。旧七月初一日に冥界の孤魂が悉く陽間に出てきて（開鬼門）、同月三十日（閉鬼門）まで各所を徘徊し、饗応を要求する。これに応えなければ祟りがあるが、厚く饗応すれば招福、平安、治病に靈驗があると信じられたからである。

鈴木清一郎が指摘しているように、普渡には「公普」と「私普」の二種類がある⁽²⁾。前者は旧七月中の一定日時に、一定

地域の全員が天秤棒で供物を担って一定の祠廟に集合し、道士や劇団を招いて執行する共同饗応である。⁽³⁾これにたいし後者は村落ごとに一定した期日があり、その日一斉に行うが、あくまで各戸単位で孤魂を饗応するものであり、道士や劇団を招くことはない。公普、私普については既に幾例か報告がなされているので、ここでは記載を省略し、報告例の少ない「拝門口」のみについて記述する。

私普は地方によっては行われず、それに代って「拝門口」と称する簡単な儀礼が行われることがある。小部落、あるいは公厝（寮には廟を建てず、廟の代りに公厝を建てる）のない部落では、おおむね祭醮以外には普渡を行わず、旧七月には拝門口だけを行うようである。拝門口も各戸単位で行う儀礼であり、道士ならびに劇団などがこれに関与することはない。拝門口は午後四時すぎに行われる。台南郊外の例によると、門口にテーブルを出し、その上に図1のごとき配列で供物を置くが、供物のうち箸と杯各七組、煙草、檳榔、水果四皿、香炉、花瓶、三牲ないし五牲（豚肉は必ず加えるが、他は鶏、家鴨、魚、蟹、蝦、卵から任意のものを撰び、合計三品ないし五品とする）、米飯、餅、十二紙衣（男子用六、女子用六）、金銀紙、女物は不可欠とされる。以上のほかは任意の品を供えるが、多くの家では当日家族のために料理したものを器に盛って供えるようである。祭品のうち女物というのは、女性の孤魂に与えるものであり、腕輪、耳飾、櫛、簪、靴、あるいは纏足に必要な脚白、色褲を模した切紙類を一枚の紙に貼りつけたものである。また男性の孤魂に古風な煙管の紙紮品を供える家もある。

次にテーブル前面に水をはった洗面器と手拭いを置く。その位置は地方によって差があり、例えば高雄県茄苳郷では中央、台南県西港郷では左寄りとされる。さらにテーブルに向けて、馬、戲仔合計二個の紙紮品を置く。馬は白馬の紙紮品であり、「観音仏祖」が来臨してこれに跨ると信じられている。戲仔は芝居の舞台を模したものであり、舞台前列に福祿寿三仙が並び、後列は「狄青斬王天化」という芝居の一場面をあらわしている。⁽⁴⁾

図1. 拝門口における祭壇の供え物（茄苳郷の一例）

紙衣	金銀紙	女物	紙紮品	花瓶	三(五)牲	香炉	花瓶	食品	餅	米飯
		水果	煙草	水果	檳榔	水果	水果			
杯箸	杯箸	杯箸	杯箸	杯箸	杯箸	杯箸	杯箸	杯箸	杯箸	杯箸

らおうとするものであって、その本質は普渡とかわりないのである。なお拝門口は旧七月一日、十五日、三十日の三回行
うのがたてまえである。

以上のごとく旧七月における孤魂供応には公普、私普、拝門口の三種類が認められるのであるが、このうち民衆道教の
社会機能として注目すべきことは公普の日程である。公普は中元祭ともよばれるため、中元節すなわち中元地官誕日であ

洗面器
手拭い
戲仔

これら供物は午後四時頃から約一時間近く門口に放置され、
その間線香を三回（毎回三本）ともし、米酒もしくはサイダー
が三回つがれる。また各戸の年長者がテーブルの内側に立ち、
道路に向い「中元公、観音菩薩、包老爺、わが家に平安が続き
ますよう」と唱え家人一同礼拝する。中元公はいうまでもなく
地官二品（清虚大帝）のことであり、また包老爺とは主鬼神の
一人であり、頭に角が生えているのが特徴であるとされる。一
時間すると金鼎（鉄鍋）に金銀紙、紙衣、女物、馬、戲仔、そ
の他紙紮品を移して焚化し、金鼎の周囲に水をまく。この水ま
きは「ガンティ」とよばれ、孤魂にたいし供物を贈与し、決し
て取戻したりはしないという意味がある。その後供物を下げ、
家人の食事となる。要するに、拝門口は孤魂にたいし顔や手足
のよごれを落し、さっぱりした所で趣好品や御馳走をすすめ、
芝居を楽しんでもらい、帰りには金品を土産に贈り満足しても

馬

る旧曆七月十五日を期して一斉に行われるものと思われがちであるが、少なくとも台湾省に関するかぎりそれは正しくはない。公普を行う期日は部落ごとに旧慣により一定した期日があり、しかも一郷という狭い範囲においても、公普期日が相互にずれているのが真実である。次に高雄県茄荳郷、湖内郷、台南県西港郷についてその実態を具体的に検討してみる。

茄荳郷は砂浜に立地しており、農業的色彩は全く薄く、基本的には漁業、塩田、サバヒイ魚塭（養魚場）の町であり、附随的に小売商業と台南市にたいする魚、野菜行商がみられる。茄荳郷は四地域に大別されるが、公普は先づ七月十四日、金鸞宮（保定村内）において、下茄荳五カ村（嘉定村、保定村、大定村、光定村、吉定村）のそれが行われ、次いで翌十五日には白沙崙三カ村（福德村、万福村、白雲村）が万福村内の万福宮において公普を行う。また同日、頂茄荳六カ

期 日	場 所	村 名	大 姓
初10日	慈濟宮	文賢村 中賢村 逸賢村 葉厝村 劉家村 海埔村 海山村	吳・曾・葉 林・李 葉・劉 李・劉 李
	真碧宮	田尾村	謝
15日	海山宮	劉家村 海埔村 海山村	劉・劉 李・劉 李
	忠興宮	忠興村	蔡
16日	清水寺	葉厝村	葉
	三興宮	海埔村 (陳・鄭 2 姓)	李・劉
20日	觀音亭	太湖村	林
24日	福安宮	公館村	蘇・陳
		大爺村	蘇・陳
26日	慈雲寺	文賢村	吳
		中賢村	林・曾・葉
		逸賢村	李

表1. 公普の期日ずれ（高雄県湖内郷のばあい）

村（嘉陽村、嘉安村、嘉榮村、嘉泰村、嘉福村、和協村）は、嘉泰村の贈福宮において公普を行うのである。最後に十八日になってから崎漏村が正順廟において公普を行って同郷における公普が終了するのである。

公普期日のずれは茄荳郷における特殊現象ではなく、隣接する湖内郷においても認められる（表1）。これは基本的には農村であり、魚塭は

ごく一部にとどまる。湖内郷では旧七月初十日に文賢、中賢、逸賢、葉厝、劉家、海埔、海山、以上七カ村が中賢村の慈濟宮（主神は保生大帝）で公普を行い、また同日田尾村では真碧宮（主神は中軍元帥）で公普を行うが、他村では全く公普が行われない。次いで七月十五日になると郷内二カ所で公普が行われるが、一は海山村の海山宮（主神は媽祖）において劉家、海埔、海山の三カ村が行うものであり、他は忠興村が村内忠興宮（主神は三侯群馬千歳）に集合して行うものである。そして他の九カ村においては何の行事も行われないのである。

翌十六日になると葉厝村の公普が村内清水寺（主神は清水祖師）において行われ、また海埔村のうち陳、鄭二姓のみによる公普が村内三興宮（主神は二王爺）で行われるが、この日郷内他の十一カ村においては行事がないのである。続いて二十日になると、太湖村の公普が村内觀音亭で行われる。さらに二十四日には、公館村、大爺村の公普が大爺村にある福安宮（李、池、朱三千歳）において行われ、最後に二十六日、文賢、中賢、逸賢の三カ村が文賢村の慈雲寺（主神は觀音菩薩）において公普を行うと、湖内郷における公普が一切終了するのである。かくのごとく湖内郷においても公普は村ないし姓により期日ずれのあることを認めることが可能である。海山村のばあい、陳、鄭二姓は同村の大姓である李、劉二姓に比較して来住が新しいため、別個に公普を営むものである。また村によっては公普を二度行うが、回数が多ければ多いほど利益があると考えられているためである。なお一九七二年以後は節約奨励の見地から官庁が公普の規制に着手し、湖内郷では全村が七月十五日慈濟宮において一回限り公普を行うよう統合されたが、これは伝統的なあり方ではないのである。

次に純農村の例として、稲作、甘蔗、甘薯の村である台南県西港郷をとりあげてみる。同郷は一八七二年現在一三カ村から成り、三、五七九戸、二二、八八二人の戸口を有する。ここでは下面厝（三楽村）、太西・中周寮（椶林村）、砂凹仔・新寮（金沙村）、劉厝（劉厝村）、新港（新復村）、以上七部落において公普が行われない。前述のとうり、小部落や公

期 日	庙 名	参加村落	村 落 数 戸 数	村 落 口 人 数	村落の姓 大 姓	村 落 民 籍 の 祖 籍
初7日	姑 媽 宮	八份村八份	154戸	959人	陳	大部分漳州
14日	中港公厝	中東村中港	141戸	995人	黃	大部分泉州
		中東村東港			曾	同上
	鳳 安 宮	樣林村樣子林	379戸*	2,550人*	謝	大部分泉州
15日	広 慈 宮	三楽村烏竹林	166戸**	1,013人**	謝	大部分泉州
	懿 德 宮	三楽村双張廊			曾	大部分泉州
	保 安 宮	劉厝村蚶西港	266戸†	1,679人†	黃	漳州 8 割
	土 地 公 廟	竹村林大竹林	301戸	1,853人	郭	大部分泉州
16日	慶 安 宮	西港村西港街 西港村堀子頭 西港村瓦厝内 西港村茄苳脚	合計 729戸	4,360人	雜居 徐 吳 李	漳 泉 各 半 大部分泉州 同上 同上
		南海村南海埔	225戸	1,449人	黃・林	泉州 6 割
	永楽村公厝	永楽村大塢寮	234戸	1,662人	郭	大部分泉州
28日	普 護 宮	後 營 村	310戸	1,962人	蔡・方・林	泉州 6 割強
		營 西 村	276戸	1,774人		

表2. 西港郷における公普期日。*同村太西，中同寮の戸口を含む。**同村下面厝の戸口を含む。†同村劉厝の戸口を含む。

厝のない部落では拝門口だけに止め、普渡は祭醮期ないし做戯以外には行わないという原則に従っているのである。他の公普を行う部落についてみると、表2に示すごとく、五日にわたり、一〇カ所に分れて公普を行っており、全郷一斉に行うことはないのである。すなわち初七日に姑媽宮において行われる八份部落の公普にはじまり、十四日は中港の公厝と鳳安宮の二カ所において、また十五日には広慈宮、懿徳宮、保安宮、土地公廟の四カ所において行われる。続いて十六日には慶安宮と永楽村の公厝において行われ、最後に普護宮において後営村、営西村の公普が行われるのであり、公普期日のずれが明白に看取できるのである。

この期日ずれ現象は何によるのであるか。祖籍、廟、主神などの差によるもの

のでないことは表1、表2を検討することによって明瞭となる。期日ずれは社会的な意図を有するのであり、期日ずれを設定することによって、公普を行う際、自村落外に住む親類、知人を招待し、また相手の公普に招待され、相互に訪問して親交を深めるいわゆる「互相拝訪」を行うのに利便を供するためのものである。孤魂を祀る宗教上の都合よりは人間の側に大きな意味あいをもつのだといえる。公普は台湾でいう「有肉戯」であって、各戸で馳走が用意され、醮金によって芝居が演じられる機会である。いわゆる「無肉戯」の行事では芝居上演はなく、僅かに親類の婦女が招かれる位であるが、「有肉戯」の公普では自村落外から何人かの客が招待される。有肉戯のうち祭醮に際してはより多数の客が招待されるが、祭醮は一年一回（麻荳例）の地方が少なく、不定期であるか、三年一回（西港郷）、六年一回（柳營例）、あるいは十二年一回（関廟例）など間隔を置くのが普通である。従って互相拝訪の目的からいえば、毎年繰返される有肉戯である公普と自村落にある廟の主神誕日が重要な意味を有することになる。招待客数からいえば、公普より神誕日の方が多い。招待客は平素親交のある友人、世話になっているもの、取引先、勤務先関係者、親類その他にわたるが、自村落外の異姓に重点のあることが大きな特色となるのである。そのためにこそ期日を意図的にずらし、相互訪問をしやすくしてあるのである。

しからば、何故自村落内に居住する宗族（同姓血縁）以外に、近隣の自村落外に居住する異姓と親交を深める必要があるのだろうか。台湾農村においても同族結合のもつ社会的機能の重要性は、いくら強調しても強調しすぎることはないのであるが、個々の家における社会関係の実際は、自村落の同族を離れて自村落外に居住する異姓と強固に結びつくこともまた否定しがたい事実なのである。この意味において台湾農村における同族結合は現実としてはかなり開放的性格を具備しており、同族の閉鎖的な一体感あるいは協同意識は認めにくいのである。それでは台湾農村が何故自村落外に居住する異姓との社会的連繫を志向するのかが問題になってくる。これについては、台湾西海岸平野部に中国人社会が成立する

に至った歴史的背景のほかに、台湾農村家族における社会的、経済的特色、さらに農業労働力交換の特性など、諸理由がそこに投影しているものと見られるのである。

佐々木正哉氏は台湾における天地会の成立背景を論じ、康熙台湾県志卷一の記事によって、台湾が清朝の版図に入った当時、新開地における華人社会は異姓雜居が支配的形態であったことを指摘し、中国本土におけるがごとき同族内統制と扶助の原理が欠如していたところから、それを補完する手段として異姓が相互に結拜することによって擬制的な同族関係を結び、それによって平等、互恵の結束をかため苛烈を極めた移住先台湾での困難を克服したとしている。⁽⁵⁾その後においても新しい開拓地を求めて転々と進出することが繰返されたところから、台湾農村は一村、一郷内に異姓が雜居する傾向を濃厚に示したのであり、今日でも一姓は僅か一部落の範囲内で集団を形成するというばあいが多いのである。従って佐々木氏の指摘したとおり、相互扶助の確立は自村落において完結することを困難にし、むしろ自村落を離れて近隣の異姓集団に向わざるをえない伝統があったといわねばならないのである。またかかる歴史的理由以外に、台湾農村の家制度自体のなかにも、異姓集団との連繫強化に向わせる諸理由が見出せる。

別の機会に述べたように、台湾民家建築に共通的な特色は、中心位置に庁堂（正庁）を配置した逆凹字型平面プランの住居である。そして拡大家族の形成と均分相続に伴う分裂に呼応しながら消長をとげるのであるが、そのいづれにおける段階においても庁堂は住居の中心位置を占めており、（中農以下のばあいそのピーク時において）父、子、孫の三代にわたる父系血縁集団が庁堂を中心に結集した形態をとって居住するのであり、しかも単一の生産、消費単位を構成するのである。結合の靱帯が血縁意識、共通祖先意識であってみれば、まさしく庁堂は住居の中心位置になければならないのである。旧社会における家制度に対応した住居であり、かつ家父長制度の物的中核であったと称すべきものである。⁽⁶⁾しかしながら、かかる居住形態を静止的に捉えて公式どうり強固な家族関係が確立していると思ひこむのは早計であって、実際に

は労働分担の強弱、些細な問題に端を発する感情上の齟齬などによって成員間に緊張状態が生起しがちである。また父母在世中に均分相続が顕著に行われ、次々と新しい分枝としての房を生みだす傾向が強かったことなど、決して安定したも
のではありえなかったのである。このためクランにおいても、クランの分枝である房以下のレベルを取り上げてみても、
相互扶助の基盤としては必ずしも十分依拠するに足る存在とはなりえなかったのである。このため近隣に居住する父系血
縁以外の集団あるいは個人との親誼関係を強化する必要があり、その関係を不断に強化するため互相拝訪が重要な意味を
もつに至ったのだと考えられるのである。

またベルナード・ゴーリンが彰化県内の水田地帯において行った調査によれば、そこでも祭礼の期日ずれによって互相
拝訪が計られていることが判る。ゴーリンは期日ずれの具体例をあげていないが、互相拝訪の重要な相手先として自村落
以外のしかも近隣に居住する親戚、そのなかでも母党ならびに婚族の存在をあげている。そして母党、婚族との結合に重
要な契機をあたえるものとして稲作に伴う労働交換などをあげている。すなわち田植えにあっては灌漑時差のない自村落
内の同族より、灌漑時差のある他村落の異姓の方が頼になるし、また台風襲来によって稲を至急刈り取る必要が生じた際
にあっては、収穫時差のある他村落異姓の方が収穫時差のない自村落の同族よりは頼になる労働力であるとしている。⁽⁷⁾ま
た筆者の調査した台南県に関しては、他村落異姓との親誼関係は通婚上においても必要であると解答した例がある。異姓
雑居と同時に祖籍を異にするものが雑居する関係上、その差違に依じて婚俗上に差異があり、相手村落に親誼関係を結ぶ
ものがあって助言を与えなければ、婚礼が円滑に進行しないというのである。表3は鈴木清一郎、蘇同炳によって、台湾
省人の二大祖籍である漳州府（竜溪、漳浦、詔安、平和、南靖、長泰、海澄七県）ならびに泉州府（晋江、南安、惠安、安
溪、同安五県）出身者について葬礼に関する慣行の差違を表示したものである。⁽⁸⁾同じ福建省南部からの移住者であっても
葬礼にこれだけの差異があり、なお生活慣習一般にも及ぶであろうことを考えると、この理由もまた否定しがたいところ

表三 忌喪における祖籍別の差違

祖籍	葬礼	
	脱孝	除霊
泉州	<p>一週年もしくは二週年</p> <p>二旬、三旬、五旬、七旬、一〇〇カ日</p> <p>七旬ないし一〇〇カ日に除霊とともに</p> <p>①一年忌が年の前半なら、六月の収穫後。</p> <p>②一年忌が年の後半なら10月の収穫後。</p> <p>③一年忌が11月、12月なら12月に。</p>	<p>仮設した霊位（堅霊）を取除く。但し香炉・魂帛を残す。</p> <p>香炉と魂帛を正庁の神位の傍に置く。</p> <p>位牌の合祀。</p> <p>合炉後第一回の命日に行う祭祀</p> <p>墓参し、この日春餅を食す。一部に洗骨。</p>
漳州	<p>満三カ年</p> <p>満三年</p> <p>脱孝と同時</p> <p>三年すぎに除霊と同時に行う。</p> <p>満四年目</p> <p>三月節すなわち三月三日</p>	<p>安位</p> <p>合炉</p> <p>新忌</p> <p>掃墓</p>

があるのである。かようないくつかの要因によって、個々の農村家族は村落や同族の範囲を超えて近隣の婚族や友人に結びつくのであって、少なくとも台湾においては同族結合が強固な閉鎖性を持続することを事実上困難にしているとみられるのである。かくて農村生活における同族結合に補完的役割を果す族外との社会関係強化手段としての互相拝訪が意味をもち、有肉戯にぞくす年中行事、祭祀がそれに利用されるわけである。民衆道教が宗教目的とは別に伝統秩序あるいは封

建社会における社会関係の上で無視しがたい役割を果していた事例は既にこのシリーズにおいて幾例か指摘してある。公普もまた孤魂を饗応する宗教目的以外に、自らの社会関係維持にかかわったのである。

二

民間信仰的な民衆道教の行事が社会関係の維持に関与した例は、旧七月の孤魂饗応のうち、「捨旗」ないしは「捨孤」と称する別の行事においても認められるところである。この行事は宜蘭県頭囲、海山県板橋、土城のそれが有名であったが、なお他にも南部台湾において慣行されたものであり、普渡のみならず廟宇落成醮などの際に行われていたのであるが、危険な行事であるため早くから禁止されており、いづれのばあいを問わず、今日捨孤の行事を見ることはできない。要約していえば、空地に丸太の四本柱を立て、高さ二間ないし六間程の個所に棚（孤棚）を組み、そこに金牌、銀牌、山海の珍味を並べ孤魂を饗応するのである。その後、ドラの合図で人々は先を争って丸太をよじり登り、棚上の供物や彩旗を奪取するのである。孤魂が饗応にあずかる以前またはその最中に群衆が殺倒して供物を強奪するので、孤魂は人間に辟易して崇りを及ばさないというのである。ただし孤魂が十分食べ終らぬうちに捨孤を開始すると、その年は崇りによって安泰でないとする地方もあったようである。⁽⁹⁾

重要なことは、孤棚の供物を奪い取ったものはその年最大の幸運に浴するとされたことである。ことに彩旗三本は海上安全の守護符として重んぜられ、船舶関係者は値を惜しまずそれを買求め、船に掲げて航行したとされる。このため幸運を求めて多数が入り乱れて孤棚に殺倒し、死傷者を生ずることがあった。⁽¹⁰⁾しかしその混乱が鎮静するのは、競争の勝利者は神明が最も嘉し賜うものであるとして衆人が納得するからに外ならない。これを仮に競争すなわち「捨」の原理とするならば、旧社会ではこの原理に従って二人以上、二団体以上、あるいは二村以上の社会関係に調停機能を与え、秩序を

与えていることが多かったと思われる。例えば香港の村落内において誰がその年の祭礼世話人となるか、あるいは誰がその年守護神の守役となるかを決定するなどの選挙に当り、神明の壇前で全員が擲筈を試み、その結果によって選出するのである。神明の最も愛でたえるものを擲筈の競争形式によって知るのであるから、大きな遺恨、確執を残すことなく人選をなしたわけであり、神明の名による搶の原理が作用して秩序だてを与えていたといわなければならないのである。

台湾の搶孤は廃絶したが、それに相当する「搶飽山」の行事は香港の離島長洲に残っており、この行事によって神明の愛でるものが競争の勝者となるとする搶の原理をよく確認することができる。⁽¹¹⁾ また香港では「搶炮」と呼ぶ別の行事においても、搶の原理を見出すことができる。搶炮は今日その原義が変化しているので、ここに本来の在り方を書き留めておくことにする。炮は「花炮」のことであり、花炮とは神像を乗せた美麗なる台座の意味である。香港在住の歐人はこれを Portable Shrine とか Floral Shrine と呼ぶが、日本風にいえば花御輿とでもいうべきであろう。花炮は廟ごとに定数があり、これを保有する権利が毎年祭礼時に更新されるのであって、その権利を競争して獲得する行事が搶炮である。

花炮は普通高さ三メートル前後であるが、時には見上げんばかりに高い花炮もある。頂上に保有者の堂名を記し、その下に紫微(門口守護神)、竜頭、蝴蝶、蝙蝠、花紮、紗灯(時灯、花灯)、鏡、竜柱頭、鳳凰、孔雀、福祿壽三星、観音、天女散花、哼哈二将、関羽、張飛、関雲長などの紙紮を飾りつけたものであり、華麗に仕上げている。⁽¹²⁾ 酸枝木でつくった花炮は一座につき邦価六十万円以上するといわれる。その費用は権利保有者の負担となるのであるが、それにもかかわらず花炮の権利を競うのは、花炮を自己の住宅、店舗あるいは団体に迎え「行宮」として安置するものは、守護神同居によってその年地域社会住民のうち最大の幸運にあずかれると信じられていたからである。

搶炮は土地公廟(旧二月初一日)、天后廟(旧三月二十三日)、譚公廟(旧四月初八日)、洪聖廟(旧五月十三日)、観音廟(旧二月十九日、十一月初六日および九日)、などにおいて各々()内に示す誕日に行われた。そして何某堂と呼ば

れる花炮会が地域単位、同業者団体、武技結社単位で結成され、廟ごとに連合組織を持った。新界の農産物集散地である元朗には、古く挙社炮会と呼ぶ連合組織があり、共同で天后廟を維持し、天后誕生日における搶炮を管理した。挙社とは連合祭祀のことである。挙社炮会は次の四組に分れ、一組づつ交替でその年の当番を勤めた。加入村落は珠江口東岸に沿う水稻二期作の村々を包括し、大姓鄧氏を中心にいくつかの宗族が雑居しながらも、十八郷と呼ばれる自然発生的な自治単位をなしていた所である。

第一組 南辺囲、大橋囲、楊屋村、西辺囲村。

第二組 東頭村、蔡屋村、英竜囲、大囲村、黄屋村。

第三組 山貝村、馬田村、上油田村、下油田村、港頭村。

第四組 白沙村、水蕉老围、水蕉新村、大棠村、塘頭埔村、黄泥墩村、紅棗田村。

挙社炮会における花炮定数は十七台であった。この権利決定には広州製の大型爆竹（直径四インチ、高さ七インチ）を使用していた。爆竹（炮竹）の内に細い竹管（炮胆）をしこみ、そこに火薬を詰め導火線（火葯引子）をつけたものであるが、通常の爆竹と異なる特色は竹管に鉄環一個を結びつけたところにある。点火すると爆竹がはじけるばかりでなく、鉄環が高く舞上がるので、この鉄環を奪いあい、その取得者を花炮の権利者とするのである。鉄環を標と称するのはこのためである。この競争形式によって十七座の花炮を次々に競うのであるが、特に第三炮は「丁財炮」と呼ばれ最も熱望されたのである。幸運なる勝者は廟内で標と引換えに花炮を受領し、かつ饅頭五十個、紅包（五十セントいりの祝儀袋）を得て帰還するのである。勝者が団体であれば、晩に慶功宴を開き、花炮の装飾となつている紙紮品を一点づつ競売に付する。各々縁起の良い文句があり、蝙蝠の紙紮を「五福帰堂」、薑を「満堂子孫」と叫んで競売にかけるのである。いずれも縁起物であるところから、各々市価の何十倍もの御祝儀相場がつくことになる。その収入は預託され、翌年の経費に繰

越される。一カ年して再び槍炮の日が来ると、花炮を新調し、何某郷帰還あるいは何某炮会帰還と書いた布片をつけ、饅頭、紅包をそえて廟に「還炮」するのである。勝者が個人であっても、翌年新調の花炮を返還することにかわりない。このように民衆道教神誕日における花炮権利の更新も競争によつたのであり、その勝者は民衆道教神がその人、その団体を最も好ましく思つた結果であるとするところに、二姓以上、二方言グループ以上、二業以上、あるいは二村落以上の異質な集団をふくみながら槍炮が確執を最少限度に制約しえたわけである。

爆竹による槍炮は太平洋戦争後香港では禁止されている。元朗では一九四九年に危険防止を理由に爆竹による槍炮を廃止した。以来、登記抽炮方式と称し、一枚二香港ドルの「抽票券」を前売りしておき、当日鉄箱に「標」をいれておき、抽票券と引換えに標をとらせ、それに福とあればはずれとし、標とあれば当選としている。花炮定数は一九五三年に二一台、一九六三年に二六台と増加している。爆竹方式から抽票方式への変化は危険防止が理由となつてはいるが、事實は戦後における人口流入によつて十八郷の全体構造に社会的、経済的变化を生じ、槍の原理がもはや機能しえなくなつたためであろう。現在元朗には十三炮会があるが、四組時代とちがって同業組合、工場、商店街を母体とする例が多く、また従前みられなかつた潮州人炮会が出現するなど、新界における社会、経済变化をよく反映している。¹³⁾

他地区の槍炮は、モーガンが指摘しているように、三合会系暴力組織が各廟の花炮に目をつけたため、槍炮が各暴力組織による勢力争いの正念場となつた。このため政庁が爆竹による槍炮を禁止するに至つたのである。¹⁴⁾このため亜公岩の譚公廟では、譚公廟聯合会が協議し、過去一カ年間廟の維持に熱心であつたものの順序を決め、それに応じて花炮の権利を与えている。原義は著しく後退したといわねばならないのである。

本稿では民衆道教儀礼に附随する旧曆七月の行事二例をとりあげた。すなわち公普ならびに槍孤である。前者はその期日ずれを設定することにより互相拝訪を意図しており、また後者は香港における類例(槍炮、槍飽山)の援用によつて、

紛糾なき選挙を行わんとしたものである。いづれも宗教行事であると同時に旧社会における社会関係に深く結びつく側面を有した。異姓雑居社会における民衆生活の知恵を行事の背後にうかがうことが可能であるが、いづれのばあいも神仙の権威をかり、あるいは神明の名において円滑かつ安全な社会関係を企図する点に特質を有するのである。民衆道教儀礼ないし行事が現世利益の追求に常に深くかかわり、信仰それ自体の側より人間の側に主体が置かれ、現実生活と表裏してきた特質はあらゆる機会に認められるところである。その意味において民衆道教は信仰であると共に旧社会そのものであったといえよう。迷信からの解放を標榜する新中国がこれを牛鬼蛇神として排除するのも、迷信であると同時に旧秩序そのものであったために外ならない。なお、本報告をもって「民衆道教の周辺」と題する報告シリーズを終りとするが、この間御指導いただいた道教儀礼調査団の諸先生ならびに調査に御助力下さった諸氏にたいし厚く感謝の意を表したい。

本報告は昭和四十九年度科学研究費による海外調査（道教儀礼の調査、代表者大淵忍爾）の成果の一部である。

註

- (1) 拙稿『台湾の一漁村』「民族学研究」第三六巻、第一号、一九七一年
- (2) 鈴木清一郎『台湾旧慣、冠婚葬祭と年中行事』、台北一九三四年、頁四四七―四五一
- (3) 戲班のうち、台湾南部の旧七、八月は皮影戲のシーズンに当る。このため皮影戲は各地を転々と移動して影絵を上演して廻る。昨夏、張徳成氏（東華皮戲団）は、八月二十一日、二十二日に大寮郷溪寮村と林園郷港仔、同月二十三日高雄市内、八月二十四日、二十五日に大樹郷、二十六日高雄市内、二十八日林園郷汕尾村、二十九日汕尾王爺村と巡回している。この年八
- (4) これら紙製品は、竹ヒゴの枠に、印刷された紙を貼りつけて作ったミニアチュールである。紙料店で製作して発売する。紙の印刷は、紙符同様、がんらい木版多色印刷であった。嘉義県金の紙店林春丙氏によると、版木は柚木（ザボンの木）を用いた。クスはひび割れを生ずる。印刷台は中央に空間をつくり、一方に版木を固定し、他方に紙束を置き、煉瓦で固定する。次に版木にブラシで色（黒色には油煙を用いたが、現在は墨汁となる）をつける。次いで外側から紙を版木上にあて馬連

で摺るのである。印刷されたものは順次すき間の部分にたらしめて置き乾燥させるのである。もし多色木版刷りであれば版木を換えて、同様の方法で刷っていくのである。紙はおもひで固定してあるから、ずれを生ずることは少い。ただしかかる木版による印刷は台湾においてもすたれており、多くはオフセット印刷に変化している。

- (5) 佐々木正哉『清末の秘密結社』前篇、東京 一九〇七年、頁二二一—二二三
- (6) 拙稿『台湾——拡大家族の増殖住居』「都市住宅」第九三号、一九七五年
- (7) Bernard Gallin, *Matrilateral and Affinal Relationships of a Taiwanese Village. American Anthropologist*, Vol. 62, No. 5, 1960
- (8) 鈴木清一郎、前掲書、頁二二六、二二六—二二六三
- 蘇同炳『台湾今古談』、台北 一九六九年、頁三三—三四
- (9) 鈴木清一郎、前掲書、頁四五—四五五
- (10) 同前
- (11) 拙稿『香港中国人の宗教思想の一端について』「史学」第四十卷、第二、三合併号、昭和四十二年
- (12) 紙紮のうち唘哈二將は、唘將（周の督糧官鄭倫）と哈將（殷の督糧官陳奇）のことであり、「封神榜」第七十四回に両者が戦う場面があり、これをあらわしたものであろう。両者とも「火眼金睛獸」にのり、唘將は降魔杵を持ち鼻から白光を噴

出して人の魂魄を吸引し、哈將は手に蕩魔杵を持ち、口から黄気を吹いて相手の魂魄を自散せしめる。また鳳凰は好事成雙、百子千孫の吉兆であり、孔雀は孔雀開屏すなわち金玉滿堂のシンボル、蝙蝠は五福掃堂、蝴蝶は八十の長寿を象徴するものである。

- (13) 元朗の十三炮会は次のとおりである。(1)元朗聯合花炮会、(2)秀麗廠花炮会、(3)厦村郷花炮会、(4)合意花炮会、(5)誠意花炮会、(6)聯福堂花炮会、(7)合衆花炮会、(8)五和堂花炮会、(9)元朗鮮魚行花炮会、(10)元朗潮僑花炮会、(11)南辺圍花炮会、(12)虹水橋花炮会、(13)合和花炮会。

- (14) かかる（三合会系）全結社、なかんづく「和」ならびに「東」集団にとって絶好のカクレミノとなったのは花炮会である。華人が土地公、觀音菩薩の誕生日を祝うのは慣例であったし、今日でもそうである。一九四八年になってからでも、これらの祭礼は饗宴、参詣ならびに一般的な祝賀の機会であり、おびたしい群衆がこれら神廟、なかんづく紅磡觀音廟、西環土地公廟へと群がって行ったのである。諸々の祭礼中、最も熱狂的に期待された行事は、焼炮すなわち神名、廟名を刻みつけた竹片をしこんだ爆竹に点火することであった。焼炮地点には各種ギルド、聯合会代表が整列し、爆竹から竹片が打ち出されるやいなや、竹片を獲得せんものと争うのである。竹片を入手することはめでたい前兆であり、大いなる榮譽と考えられた。勝者となった聯合会は竹片と、ふつう向う一カ年間譲渡される

「神の花炮」の保有が認められ、かつ翌年の祝賀行列で榮譽ある位置を占める資格が与えられるのである。廟の当事者にとっても御機嫌な機会であった。というのは、勝者となった聯合会がたんまり現金を奉納する義務を負い、また勢威のほどをひけらかす宴席を用意するからである。観音も土地公も三合会メンバーによって崇拜され、彼らはこれら祭礼に参加するため彩旗をかざし大挙して繰り出した。しかしながら公衆の面前で烏合の衆を示すだけでは十分でなく、各秘密結社とその支部は、他結社にたいする優越性を示すことに腐心し、(花炮の)標がこの優越性を象徴するに至った。標の争奪は暴力的な流血争いと化し、廟当局は花炮の数を増加することによって阻止しようとしたが、結社は祭礼をおおっぴらな争いの場とし続け、結果的に香港政庁は干渉せざるをえなくなり、祭礼におけるこの部分を禁止したのである。かかる神誕祝賀、とくに旧二月一日の土地公誕は、三合会が会員の年次総会に利用し、ふつう大宴会が準備され、宴席において向う一カ年の幹部が選出された。

(W. P. Morgan, *Triad Societies in Hong Kong*, Hong Kong, 1960, pp. 68-69)

前号訂正

頁三、十四行目 有憂樹を有憂樹とする